

3年生保護者 様

佐賀県立鹿島高等学校
PTA会長熊谷 晃
鹿城会会長矢野 善紀
(鹿島高校同窓会)
大手門会会長伊 東 茂
(鹿島実業高校同窓会)
校長 長江口 孝之

令和5年度授業料及び保護者納付金について(変更のお知らせ)

盛夏の候 皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、令和5年度本校の授業料等保護者納付金について、PTA総会で決定しましたとおり、PTA会費を令和5年12月から令和6年3月まで徴収しないこととしました。つきましては、納付金額を下記の一覧表のとおりに変更します。
なお、指定口座から毎月10日(10日が土日祝祭日の場合は翌営業日)に振替させていただきます。資金不足により振替ができない場合は、学校事務室(普通科は赤門学舎、商業科・食品調理科は大手門学舎)にて納付いただくことになります。残高の確認をしていただき、引き続き期限内納入に御協力くださいますよう、よろしくお願いします。

令和5年度 授業料等保護者納付金月別納入額一覧表(変更後) (単位:円)

費 用		年額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業料(対象者のみ)		118,800	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
PTA会費		3,600	450	450	450	450	450	450	450※4	450	0	0	0	0
空調設備管理運営費		3,240	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270
同窓会維持費		7,800	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650
同窓会積立金		2,400	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
部活動振興会費		19,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
生徒会費		8,400	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
諸経費及び諸負担金	普通科	113,000	37,000	37,000	37,000	2,000								
	商業科	44,000	42,000	2,000										
	食品調理科	84,000	47,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	2,000			
口座振替手数料		572	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	0

3年普通科	年額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(校納金のみ)	154,342	40,922	40,922	40,922	5,922	3,922	3,922	3,922	3,472	3,472	3,472	3,472	0
合計(校納金+授業料)	272,570	50,770	50,770	50,770	15,770	13,770	13,770	13,770	13,320	13,320	13,320	13,320	9,900

3年商業科	年額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(校納金のみ)	85,342	45,922	5,922	3,922	3,922	3,922	3,922	3,922	3,472	3,472	3,472	3,472	0
合計(校納金+授業料)	203,570	55,770	15,770	13,770	13,770	13,770	13,770	13,770	13,320	13,320	13,320	13,320	9,900

3年食品調理科	年額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(校納金のみ)	125,342	50,922	8,922	8,922	8,922	8,922	8,922	8,922	8,472	5,472	3,472	3,472	0
合計(校納金+授業料)	243,570	60,770	18,770	18,770	18,770	18,770	18,770	18,770	18,320	15,320	13,320	13,320	9,900

※1 斜体太字部分が変更になった箇所です。
※2 口座振替については、口座振替手数料(52円)が必要です。ただし、授業料を納入される場合は不要です。
※3 3月分の校納金3,420円は諸経費及び諸負担金に含まれています。
※4 11月分のPTA会費は、諸経費及び諸負担金で既に徴収している3月分PTA会費を11月分として充当するため、11月の振替金額には含まれません。